

警察署での会計員の任免の手続について

対象受検機関：大阪府警察本部総務部会計課

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 現金の直接収納</p> <ul style="list-style-type: none"> 現金の直接収納は、地方自治法及び大阪府財務規則（以下「財務規則」という。）により、出納員又は会計員でなければできない。 出納員は、充て職で指定されている者 会計員は、充て職で指定されている者のほか、財務規則に基づき任免することができる。 <p>【地方自治法】</p> <p>第170条 法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、会計管理者は、当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>2 前項の会計事務を例示すると、おおむね次のとおりである。</p> <p>一 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管を行うこと。</p> <p>第171条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。ただし、町村においては、出納員を置かないことができる。</p> <p>3 出納員は、会計管理者の命を受けて現金の出納（小切手の振出しを含む。）若しくは保管又は物品の出納若しくは保管の事務をつかさどり、その他の会計職員は、上司の命を受けて当該普通地方公共団体の会計事務をつかさどる。</p> <p>【財務規則】（法：地方自治法） （会計職員の設置）</p> <p>第97条 法第171条第1項の会計職員は、出納員及び会計員とする。 （出納員）</p> <p>第98条 出納員は、会計局長及び別表第3の第2欄に掲げる職にある者をもって充てる。 （会計員）</p> <p>第100条 会計員は、会計局に置く課の参事、課長補佐及び主査の職にある者（国費に係る事務を担当する者を除く。）並びに別表第3の第3欄に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>2 前項に規定する者以外については、知事は、会計員を任免するときは、本庁の各課の出納員の内申により行うものとする。</p> <p>3 第1項に規定する者以外については、予算執行機関の長は、会計員を任免するときは、当該予算執行機関の出納員の内申により行うものとする。 （出納員の直接収納）</p> <p>第105条 出納員又は会計員は、納入義務者から現金（現金に代えて納付される証券を含む。）を収納したときは、領収証書（様式第60号）を当該納入義務者に交付しなければならない。この場合において、窓口において収納する入園券、入場券、手数料その他これに類する収入で、領収証書（様式第60号）を交付し難いものについては、入園券、入場券、金銭登録機による記録紙等をもってこれに代えることができる。</p>	<p>各警察署では、「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて（府警本部内規）」に基づき会計員の任免の手続を行っている。</p> <p>この内規では、警察署で違法駐車車両移動等費用及び特例事務手数料を扱う職員のみが会計員に任命することとされており、会計課の窓口で現金の直接収納事務を取り扱う職員については会計員に任命すべきとされていない。そのため、現金の直接収納を行う会計課職員が会計員に任命されていなかった。</p>	<p>各警察署で現金の直接収納事務を取り扱う職員を会計員に任命するよう、「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて」の改正を検討されたい。</p>

2 警察署での手数料の収納方法の変更について

- ・大阪府証紙徴収条例の廃止（平成30年10月1日付け）
- ・府では、申請手数料の納付の際に使用されていた大阪府証紙を廃止し、納付書、現金による納付等に移行した。（具体的な納付方法は申請等事務ごとに別途定められた。）
- ・大阪府警察では、大阪府警察全体で、平成29年度約90億円（8,947,850,480円）あった証紙での収入を、一部コンビニ収納もあるが、主に現金の直接収納に移行し、警察署で取り扱う手数料は、すべて現金の直接収納となった。

3 警察署での会計員の任免の手續に関する大阪府警察の内規

- ・大阪府警察では、「警察署における会計員の任免の手續及びその事務の取扱いについて」（平成15年3月31日 例規（会）第20号）を定めている。これは、警察署での会計員の任免の手續について定めたもので、警察署では、この内規に従って会計員の任免の手續を行っている。

（この内規による警察署で任命すべき会計員）

- ①会計員（違法駐車車両移動等費用）
- ②会計員（特例事務手数料）

- ・警察署の会計課の窓口で現金の直接収納事務を取り扱っている会計課の職員については、この内規では会計員に任命すべきとされていない。

【警察署における会計員の任免の手續及びその事務の取扱いについて（平成15年3月31日例規（会）第20号）】

大阪府財務規則（昭和55年府規則第48号。以下「規則」という。）第97条第2項の規定により置かれる会計員のうち警察署における会計員は、規則第100条第1項に規定する者のほか、同条第3項の規定により予算執行機関の長である警察署長（以下「署長」という。）が任命することとされているが、同項の規定による会計員の任免の手續及びその事務の取扱いについては、平成15年4月1日から次のとおりとするので、誤りのないようにされたい。（以下 略）

1 任命される者及びその事務の内容

名称	任命される者	事務の内容
会計員（違法駐車車両移動等費用）	警察署の交通課員（地域交通課交通係員を含む。以下同じ。）のうち巡査部長以上の階級にある警察官で、警察署以外の場所において違法駐車車両移動等費用（違法駐車車両に対する措置要領（平成20年5月30日例規（駐・会）第63号。以下「要領」という。）第15の規定により徴収する負担金、要領第17の規定により徴収する延滞金又は要領第18の規定による滞納処分の執行により徴収する負担金等（以下「滞納処分換価等受入金」という。以下同じ。）の徴収事務に従事することを指定されたもの	警察署以外の場所における違法駐車車両移動等費用の収納及び保管
会計員（特例事務手数料）	「特例交番における特例事務の処理について」（平成7年3月29日例規（務・地総・交総）第22号）に基づき特例交番において申請・届出事務を取り扱う事務処理要員及び代替要員	特例交番で取り扱う申請・届出事務に係る手数料の収納及び保管

4 各警察署の实地監査での確認事項

・平成30年10月1日から警察署で行うことになった手数料の現金での直接収納事務について確認を行った。

(1)実施期間：平成30年10月12日から同31年1月30日まで

(2)監査対象機関：14警察署

(大淀警察署、都島警察署、東成警察署、淀川警察署、高槻警察署、布施警察署、
柏原警察署、枚方警察署、門真警察署、北堺警察署、南堺警察署、和泉警察署、
泉佐野警察署、黒山警察署)

(3)警察署の会計課の窓口で現金の直接収納事務を行っている職員

：財務規則に基づく会計員の任命手続が行われていない。

(「警察署における会計員の任免の手続及びその事務の取扱いについて」に基づき会計員の任命が行われていることから、会計課の窓口で現金の直接収納事務を取り扱っている会計課の職員については会計員に任命されていない。)

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月13日）

1 財務会計事務

(1) 契約手続及び履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
大正高等学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていないかった。</p> <p>授業アンケートシステム運用業務委託 (31,050円)</p> <ul style="list-style-type: none">・個人情報取扱作業責任者届 (仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3)	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月18日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
門真なみはや高等学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていないかった。</p> <p>授業アンケートシステム運用業務委託（45,360円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱作業責任者届（仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3） 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
教育センター附属 高等学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていないかった。</p> <p>授業アンケートシステム運用業務委託（45,360円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱作業責任者届（仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3） 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月28日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
堺工科高等学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約に係る仕様書で定める必要な届出がなされていなかった。</p> <p>(1) 授業アンケートシステム運用業務委託 (46,170円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱作業責任者届 (仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3) <p>(2) (定時制) 授業アンケートシステム運用業務委託 (12,150円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱作業責任者届 (仕様書「6 個人情報の保護」関係 個人情報取扱特記事項第3) 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月20日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
思斉支援学校	<p>下記の業務委託契約について、受注者から契約書（仕様書）で定める必要な届出等がなされていなかった。</p> <p>(1) 大阪府立思斉支援学校受付業務（1,399,596円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報取扱作業責任者届（契約書第4条関係 II 個人情報取扱特記事項第3） <p>(2) 大阪府立思斉支援学校消防設備保守点検業務（248,400円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安業務計画書（第9条及び仕様書5業務内容（9）） ・ 管理技術者届（第11条） ・ 作業員届（第12条） 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

(2) 経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項														
交野支援学校	<p>下記の研修会に係る講師謝礼の支出について、所得税の源泉徴収義務があるにもかかわらず、源泉徴収が行われていなかった。</p> <p style="text-align: right;">単位 (円)</p> <table border="1" data-bbox="477 510 1590 709"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修会の実施日</th> <th>講師謝礼の金額</th> <th>源泉徴収額</th> <th>差引支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">平成29年7月20日</td> <td>誤</td> <td>16,000</td> <td>0</td> <td>16,000</td> </tr> <tr> <td>正</td> <td>16,000</td> <td>1,633</td> <td>14,367</td> </tr> </tbody> </table>	研修会の実施日		講師謝礼の金額	源泉徴収額	差引支給額	平成29年7月20日	誤	16,000	0	16,000	正	16,000	1,633	14,367	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【所得税法】 (源泉徴収義務) 第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金</p> <p>【所得税法施行令】 (報酬、料金、契約金又は賞金に係る源泉徴収) 第320条 法第204条第1項第1号（源泉徴収義務）に規定する政令で定める報酬又は料金は、テープ若しくはワイヤーの吹込み、脚本、脚色、翻訳、通訳、校正、書籍の装てい、速記、版下（写真製版用写真原板の修整を含むものとし、写真植字を除くものとする。）若しくは雑誌、広告その他の印刷物に掲載するための写真の報酬若しくは料金、技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるものの使用料、技芸、スポーツその他これらに類するものの教授若しくは指導若しくは知識の教授の報酬若しくは料金又は金融商品取引法第28条第6項（通則）に規定する投資助言業務に係る報酬若しくは料金とする。</p> <p>【所得税基本通達】 第6章 報酬、料金等に係る源泉徴収 法第204条《源泉徴収義務》関係 〔共通関係〕 (報酬、料金等の性質を有するもの) 204-2 法第204条第1項第1号、第2号及び第4号から第7号までに掲げる報酬、料金又は契約金の性質を有するものについては、たとえ謝礼、賞金、研究費、取材費、材料費、車賃、記念品代、酒こう料等の名義で支払うものであっても、同項の規定が適用されることに留意する。</p> </div>
研修会の実施日		講師謝礼の金額	源泉徴収額	差引支給額												
平成29年7月20日	誤	16,000	0	16,000												
	正	16,000	1,633	14,367												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月25日）

(3) 決裁遅延

対象受検機関	検出事項								是正を求める事項																																																																																																																																																																																																																				
堺警察署	<p>契約などの支出負担行為をするときは、経費支出伺書を作成し、事前に決裁を得なければならないが、原動機付自転車の修繕に係る下記の契約（すべて同一の業者に発注）については、いずれも大阪府財務規則の解釈を誤り、発注前に経費支出伺書を作成せず、受注者からの請求後に行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="439 548 1234 1759"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>経費支出伺の起案日</th> <th>請求書の日付</th> <th>支出額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>23,990</td></tr> <tr><td>2</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>12,260</td></tr> <tr><td>3</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>12,140</td></tr> <tr><td>4</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>89,780</td></tr> <tr><td>5</td><td>平成29年6月12日</td><td>平成29年5月31日</td><td>67,820</td></tr> <tr><td>6</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>1,570</td></tr> <tr><td>7</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>24,340</td></tr> <tr><td>8</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>8,480</td></tr> <tr><td>9</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>26,670</td></tr> <tr><td>10</td><td>平成29年7月3日</td><td>平成29年6月30日</td><td>2,320</td></tr> <tr><td>11</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>12</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>32,910</td></tr> <tr><td>13</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>13,750</td></tr> <tr><td>14</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>15</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>3,580</td></tr> <tr><td>16</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>17</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>31,280</td></tr> <tr><td>18</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>19</td><td>平成29年8月8日</td><td>平成29年7月31日</td><td>23,270</td></tr> <tr><td>20</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>59,320</td></tr> <tr><td>21</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>4,720</td></tr> <tr><td>22</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>16,440</td></tr> <tr><td>23</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>34,490</td></tr> <tr><td>24</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>13,750</td></tr> <tr><td>25</td><td>平成29年9月5日</td><td>平成29年8月31日</td><td>14,680</td></tr> <tr><td>26</td><td>平成29年10月5日</td><td>平成29年9月30日</td><td>1,700</td></tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1308 548 2104 1717"> <thead> <tr> <th>NO.</th> <th>経費支出伺の起案日</th> <th>請求書の日付</th> <th>支出額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>27</td><td>平成29年10月5日</td><td>平成29年9月30日</td><td>13,750</td></tr> <tr><td>28</td><td>平成29年10月5日</td><td>平成29年9月30日</td><td>13,750</td></tr> <tr><td>29</td><td>平成29年10月5日</td><td>平成29年9月30日</td><td>16,440</td></tr> <tr><td>30</td><td>平成29年10月5日</td><td>平成29年9月30日</td><td>20,520</td></tr> <tr><td>31</td><td>平成29年10月5日</td><td>平成29年9月30日</td><td>19,020</td></tr> <tr><td>32</td><td>平成29年10月5日</td><td>平成29年9月30日</td><td>7,750</td></tr> <tr><td>33</td><td>平成29年11月7日</td><td>平成29年10月31日</td><td>18,090</td></tr> <tr><td>34</td><td>平成29年11月7日</td><td>平成29年10月31日</td><td>6,690</td></tr> <tr><td>35</td><td>平成29年11月7日</td><td>平成29年10月31日</td><td>1,700</td></tr> <tr><td>36</td><td>平成29年11月7日</td><td>平成29年10月31日</td><td>12,180</td></tr> <tr><td>37</td><td>平成29年12月7日</td><td>平成29年11月30日</td><td>6,840</td></tr> <tr><td>38</td><td>平成29年12月7日</td><td>平成29年11月30日</td><td>8,830</td></tr> <tr><td>39</td><td>平成29年12月7日</td><td>平成29年11月30日</td><td>12,480</td></tr> <tr><td>40</td><td>平成29年12月7日</td><td>平成29年11月30日</td><td>12,510</td></tr> <tr><td>41</td><td>平成29年12月7日</td><td>平成29年11月30日</td><td>8,830</td></tr> <tr><td>42</td><td>平成30年1月16日</td><td>平成30年1月13日</td><td>47,470</td></tr> <tr><td>43</td><td>平成30年1月16日</td><td>平成30年1月13日</td><td>26,500</td></tr> <tr><td>44</td><td>平成30年1月16日</td><td>平成30年1月13日</td><td>3,500</td></tr> <tr><td>45</td><td>平成30年1月16日</td><td>平成30年1月13日</td><td>10,040</td></tr> <tr><td>46</td><td>平成30年1月16日</td><td>平成30年1月13日</td><td>10,040</td></tr> <tr><td>47</td><td>平成30年2月6日</td><td>平成30年2月1日</td><td>1,080</td></tr> <tr><td>48</td><td>平成30年2月6日</td><td>平成30年2月1日</td><td>1,080</td></tr> <tr><td>49</td><td>平成30年2月6日</td><td>平成30年2月1日</td><td>12,140</td></tr> <tr><td>50</td><td>平成30年2月6日</td><td>平成30年2月1日</td><td>1,080</td></tr> <tr><td>51</td><td>平成30年3月7日</td><td>平成30年3月2日</td><td>17,060</td></tr> </tbody> </table>								NO.	経費支出伺の起案日	請求書の日付	支出額(円)	1	平成29年6月12日	平成29年5月31日	23,990	2	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,260	3	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,140	4	平成29年6月12日	平成29年5月31日	89,780	5	平成29年6月12日	平成29年5月31日	67,820	6	平成29年7月3日	平成29年6月30日	1,570	7	平成29年7月3日	平成29年6月30日	24,340	8	平成29年7月3日	平成29年6月30日	8,480	9	平成29年7月3日	平成29年6月30日	26,670	10	平成29年7月3日	平成29年6月30日	2,320	11	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	12	平成29年8月8日	平成29年7月31日	32,910	13	平成29年8月8日	平成29年7月31日	13,750	14	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	15	平成29年8月8日	平成29年7月31日	3,580	16	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	17	平成29年8月8日	平成29年7月31日	31,280	18	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750	19	平成29年8月8日	平成29年7月31日	23,270	20	平成29年9月5日	平成29年8月31日	59,320	21	平成29年9月5日	平成29年8月31日	4,720	22	平成29年9月5日	平成29年8月31日	16,440	23	平成29年9月5日	平成29年8月31日	34,490	24	平成29年9月5日	平成29年8月31日	13,750	25	平成29年9月5日	平成29年8月31日	14,680	26	平成29年10月5日	平成29年9月30日	1,700	NO.	経費支出伺の起案日	請求書の日付	支出額(円)	27	平成29年10月5日	平成29年9月30日	13,750	28	平成29年10月5日	平成29年9月30日	13,750	29	平成29年10月5日	平成29年9月30日	16,440	30	平成29年10月5日	平成29年9月30日	20,520	31	平成29年10月5日	平成29年9月30日	19,020	32	平成29年10月5日	平成29年9月30日	7,750	33	平成29年11月7日	平成29年10月31日	18,090	34	平成29年11月7日	平成29年10月31日	6,690	35	平成29年11月7日	平成29年10月31日	1,700	36	平成29年11月7日	平成29年10月31日	12,180	37	平成29年12月7日	平成29年11月30日	6,840	38	平成29年12月7日	平成29年11月30日	8,830	39	平成29年12月7日	平成29年11月30日	12,480	40	平成29年12月7日	平成29年11月30日	12,510	41	平成29年12月7日	平成29年11月30日	8,830	42	平成30年1月16日	平成30年1月13日	47,470	43	平成30年1月16日	平成30年1月13日	26,500	44	平成30年1月16日	平成30年1月13日	3,500	45	平成30年1月16日	平成30年1月13日	10,040	46	平成30年1月16日	平成30年1月13日	10,040	47	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080	48	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080	49	平成30年2月6日	平成30年2月1日	12,140	50	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080	51	平成30年3月7日	平成30年3月2日	17,060	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制の強化や、事務処理方法の見直しを行うことなどにより、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p>
NO.	経費支出伺の起案日	請求書の日付	支出額(円)																																																																																																																																																																																																																										
1	平成29年6月12日	平成29年5月31日	23,990																																																																																																																																																																																																																										
2	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,260																																																																																																																																																																																																																										
3	平成29年6月12日	平成29年5月31日	12,140																																																																																																																																																																																																																										
4	平成29年6月12日	平成29年5月31日	89,780																																																																																																																																																																																																																										
5	平成29年6月12日	平成29年5月31日	67,820																																																																																																																																																																																																																										
6	平成29年7月3日	平成29年6月30日	1,570																																																																																																																																																																																																																										
7	平成29年7月3日	平成29年6月30日	24,340																																																																																																																																																																																																																										
8	平成29年7月3日	平成29年6月30日	8,480																																																																																																																																																																																																																										
9	平成29年7月3日	平成29年6月30日	26,670																																																																																																																																																																																																																										
10	平成29年7月3日	平成29年6月30日	2,320																																																																																																																																																																																																																										
11	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																																																																																																																																										
12	平成29年8月8日	平成29年7月31日	32,910																																																																																																																																																																																																																										
13	平成29年8月8日	平成29年7月31日	13,750																																																																																																																																																																																																																										
14	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																																																																																																																																										
15	平成29年8月8日	平成29年7月31日	3,580																																																																																																																																																																																																																										
16	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																																																																																																																																										
17	平成29年8月8日	平成29年7月31日	31,280																																																																																																																																																																																																																										
18	平成29年8月8日	平成29年7月31日	7,750																																																																																																																																																																																																																										
19	平成29年8月8日	平成29年7月31日	23,270																																																																																																																																																																																																																										
20	平成29年9月5日	平成29年8月31日	59,320																																																																																																																																																																																																																										
21	平成29年9月5日	平成29年8月31日	4,720																																																																																																																																																																																																																										
22	平成29年9月5日	平成29年8月31日	16,440																																																																																																																																																																																																																										
23	平成29年9月5日	平成29年8月31日	34,490																																																																																																																																																																																																																										
24	平成29年9月5日	平成29年8月31日	13,750																																																																																																																																																																																																																										
25	平成29年9月5日	平成29年8月31日	14,680																																																																																																																																																																																																																										
26	平成29年10月5日	平成29年9月30日	1,700																																																																																																																																																																																																																										
NO.	経費支出伺の起案日	請求書の日付	支出額(円)																																																																																																																																																																																																																										
27	平成29年10月5日	平成29年9月30日	13,750																																																																																																																																																																																																																										
28	平成29年10月5日	平成29年9月30日	13,750																																																																																																																																																																																																																										
29	平成29年10月5日	平成29年9月30日	16,440																																																																																																																																																																																																																										
30	平成29年10月5日	平成29年9月30日	20,520																																																																																																																																																																																																																										
31	平成29年10月5日	平成29年9月30日	19,020																																																																																																																																																																																																																										
32	平成29年10月5日	平成29年9月30日	7,750																																																																																																																																																																																																																										
33	平成29年11月7日	平成29年10月31日	18,090																																																																																																																																																																																																																										
34	平成29年11月7日	平成29年10月31日	6,690																																																																																																																																																																																																																										
35	平成29年11月7日	平成29年10月31日	1,700																																																																																																																																																																																																																										
36	平成29年11月7日	平成29年10月31日	12,180																																																																																																																																																																																																																										
37	平成29年12月7日	平成29年11月30日	6,840																																																																																																																																																																																																																										
38	平成29年12月7日	平成29年11月30日	8,830																																																																																																																																																																																																																										
39	平成29年12月7日	平成29年11月30日	12,480																																																																																																																																																																																																																										
40	平成29年12月7日	平成29年11月30日	12,510																																																																																																																																																																																																																										
41	平成29年12月7日	平成29年11月30日	8,830																																																																																																																																																																																																																										
42	平成30年1月16日	平成30年1月13日	47,470																																																																																																																																																																																																																										
43	平成30年1月16日	平成30年1月13日	26,500																																																																																																																																																																																																																										
44	平成30年1月16日	平成30年1月13日	3,500																																																																																																																																																																																																																										
45	平成30年1月16日	平成30年1月13日	10,040																																																																																																																																																																																																																										
46	平成30年1月16日	平成30年1月13日	10,040																																																																																																																																																																																																																										
47	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080																																																																																																																																																																																																																										
48	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080																																																																																																																																																																																																																										
49	平成30年2月6日	平成30年2月1日	12,140																																																																																																																																																																																																																										
50	平成30年2月6日	平成30年2月1日	1,080																																																																																																																																																																																																																										
51	平成30年3月7日	平成30年3月2日	17,060																																																																																																																																																																																																																										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月1日から平成31年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																			
南堺警察署	<p>駐在所報償金は、駐在所勤務員の配偶者等に対し、駐在所勤務員の行う業務に協力した日数に応じて支給される謝礼金であり、年度当初に、駐在所勤務員の配偶者等を債権者とし、1年間分の報償金の額を支出負担行為額として経費支出伺を行い、各月の協力日数に応じて、その翌月に支払われる。また、人事異動等により、月の途中で駐在所勤務員が変わった場合は、前任者と後任者の配偶者等それぞれに対して日割りで支給される。</p> <p>平成30年3月30日付けの駐在所勤務員の異動に伴い、経費支出伺の変更の決裁（前任者の配偶者等（A）に対する2日間分の報償金の額の支出負担行為額の減額及び後任者の配偶者等（B）に対する2日間分の報償金の額を支出負担行為額とする新たな経費支出伺）が必要であったが、その手続を失念し、出納整理期間に行っていた。</p> <table border="1" data-bbox="498 827 1590 1129"> <thead> <tr> <th rowspan="2">債権者</th> <th colspan="2">年度当初</th> <th colspan="2">人事異動後</th> </tr> <tr> <th>対象期間</th> <th>支出負担行為額</th> <th>対象期間</th> <th>支出負担行為額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31</td> <td>852,000円</td> <td>H29. 4. 1 ～ H30. 3. 29</td> <td>847,419円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>H30. 3. 30 ～ H30. 3. 31</td> <td>4,581円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 変更の経費支出伺の起案日：平成30年4月4日</p> <p>(2) 変更の経費支出伺の決裁日：平成30年4月4日</p>	債権者	年度当初		人事異動後		対象期間	支出負担行為額	対象期間	支出負担行為額	A	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31	852,000円	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 29	847,419円	B	—	—	H30. 3. 30 ～ H30. 3. 31	4,581円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>
債権者	年度当初		人事異動後																		
	対象期間	支出負担行為額	対象期間	支出負担行為額																	
A	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 31	852,000円	H29. 4. 1 ～ H30. 3. 29	847,419円																	
B	—	—	H30. 3. 30 ～ H30. 3. 31	4,581円																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
黒山警察署	<p>契約などの支出負担行為をするときは、経費支出伺書を作成し、事前に決裁を得なければならないが、下記の2件の契約については、いずれも発注前に経費支出伺書を作成することを失念し、請求書を受領するまで気付いていなかった。</p> <p>これにより、経費支出伺書の決裁が、(1)及び(2)の契約とも受注者からの請求後となっており、(2)については出納整理期間となっていた。</p> <p>(1)契約名称：強制採血 履行日：平成29年7月14日 請求日：平成29年8月16日 経費支出伺の起案日：平成29年8月21日 支出額：4,610円</p> <p>(2)契約名称：自動車修繕 納品日：平成30年3月12日 請求日：平成30年4月2日 経費支出伺の起案日：平成30年4月6日 支出額：1,500円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為) 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書(様式第29号の2)を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査(検査)実施年月日(委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月24日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
<p>布施警察署</p>	<p>原動機付自転車修繕の単価契約（※）については、年度当初に、当該年度の予定数量を見込んだ支出負担行為額で経費支出伺を行い、各月の実績に応じて、その翌月に支払いを行っていた。</p> <p>平成30年3月に行った修繕に伴い当初の支出負担行為額では不足が生じることとなったが、翌月（4月）に請求書を受領するまで気付かなかったことにより、経費支出伺（支出負担行為）の増額変更の決裁が出納整理期間に行われていた。</p> <p>契約名称：原動機付自転車修繕 納品日：平成30年3月26日 請求日：平成30年4月9日 経費支出伺の起案日：平成30年4月12日 支出額：86,840円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※単価契約:あらかじめ数量を確定することができないために金額を確定し得ないものについて、その単価を契約の主目的として、一定の期間を区切って当該期間内において供給を受けた実績数量を乗じて得た金額の代価を支払うことを内容とする契約</p> </div>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月12日）

(4) 行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項							是正を求める事項																
枚方警察署	<p>下記の行政財産の平成30年度分（開始日：平成30年4月1日）に係る使用料については、使用開始日前（平成30年3月31日まで）に納付させなければならないが、調定すべき時機を失し、使用開始の日前に使用料を徴収していなかった。</p> <table border="1" data-bbox="418 510 2119 898"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料(年額)</th> <th>許可期間</th> <th>調定年月日</th> <th>納入期限日</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>41.26㎡</td> <td>食堂</td> <td>240,840円</td> <td>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</td> <td>平成30年6月25日</td> <td>平成30年7月17日</td> <td>平成30年7月4日</td> </tr> </tbody> </table>							種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間	調定年月日	納入期限日	納付日	建物	41.26㎡	食堂	240,840円	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成30年6月25日	平成30年7月17日	平成30年7月4日	<p>検出事項について調定すべき時機を失した原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【行政財産使用料条例】 (納付の時期) 第4条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間	調定年月日	納入期限日	納付日																	
建物	41.26㎡	食堂	240,840円	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	平成30年6月25日	平成30年7月17日	平成30年7月4日																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月30日）

(5) 支払手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項		
<p>布施警察署</p>	<p>新聞代（10月分から12月分まで）の支払に当たり、正当な債権者とは異なる者に支払ったものがあった。</p> <p>(1) 請求書 ・日付 平成30年1月4日 ・請求額 14,309円 ・請求者 株式会社A</p> <p>(2) 支出命令伺書（誤払い分） ・起票日 平成30年1月5日 ・支出命令額 14,309円 ・債権者 株式会社B ※誤払いしたことについては、平成30年3月23日に正当な債権者である株式会社Aから「支払ってもらっていない」旨の指摘があるまで気付いていなかった。</p> <p>(3) 戻入調定伺書 ・起票日 平成30年3月23日 ・戻入額 14,309円 ・戻入義務者 株式会社B ・返納日 平成30年3月26日</p> <p>(4) 支出命令伺書（正当な債権者への支払分） ・起票日 平成30年3月23日 ・支出命令額 14,309円 ・債権者 株式会社A</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法】 （経費の支払） 第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出の命令） 第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p>（支出の決定と支払） 第112条 出納員は、第40条の支出命令を受けたときは、当該支出命令に係る支出負担行為が法令又は予算に違反していないか、当該支出負担行為に係る債務が確定しているか等を審査し、支出の決定をしなければならない。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章第3節 3 支出命令(支出命令審査)の留意点</p> <table border="1" data-bbox="1685 1465 2715 1617"> <tr> <td data-bbox="1685 1465 1944 1617">7 正当債権者のための支出ですか (1) 債権者名に誤りは、ありませんか。</td> <td data-bbox="1944 1465 2715 1617">・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。</td> </tr> </table>	7 正当債権者のための支出ですか (1) 債権者名に誤りは、ありませんか。	・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。
7 正当債権者のための支出ですか (1) 債権者名に誤りは、ありませんか。	・請求書の住所及び氏名(印)と契約書、請書、見積書等の住所及び氏名(印)と照合、確認します。			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月12日）

2 庶務諸給与事務

(1) 通勤手当の誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
東大阪支援学校	<p>平成29年4月に6箇月分を支給した通勤手当について、病気休暇に伴い通勤しなかった期間の精算事務（戻入）が行われず、過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="599 604 1525 743"> <thead> <tr> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>精算（戻入）すべき額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年4月から同年9月まで</td> <td>87,927円</td> <td>（9月分）14,654円</td> </tr> </tbody> </table>	支給対象期間	既支給額	精算（戻入）すべき額	平成29年4月から同年9月まで	87,927円	（9月分）14,654円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【職員の給与に関する条例】 （通勤手当）</p> <p>第14条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。</p> <p>2 通勤手当の額は、6箇月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として人事委員会規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則】 （支給対象期間）</p> <p>第4条 条例第14条第2項に規定する支給対象期間は、人事委員会が定める日以降6箇月の期間とする。ただし、これにより難い場合の支給対象期間は、人事委員会が定める。</p> <p>（支給方法等）</p> <p>第18条 条例第14条第1項の職員に対する通勤手当は、その者の支給対象期間の初日の属する月の給料の支給日に支給する。（以下略）</p> <p>第20条 条例第14条第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の1日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月に係る通勤手当は支給しない。（以下略）</p> <p>【職員の通勤手当に関する規則の運用について】 第4条関係</p> <p>1 人事委員会が定める日は、毎年度4月1日及び10月1日とする。</p> </div>
支給対象期間	既支給額	精算（戻入）すべき額						
平成29年4月から同年9月まで	87,927円	（9月分）14,654円						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月30日）

(2) 特殊勤務手当実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
守口東高等学校	<p>直接監督責任者が、特殊勤務手当の実績報告内容を確認せずに承認したため、手当の支給に誤りが生じたものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 474 1665 552"><thead><tr><th></th><th>過払支給期間</th><th>既支給額</th><th>正規支給額</th><th>過払支給額</th></tr></thead><tbody><tr><td>教員A</td><td>平成29年6月</td><td>17,100円</td><td>16,400円</td><td>700円</td></tr></tbody></table>		過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額	教員A	平成29年6月	17,100円	16,400円	700円	<p>検出事項について速やかに是正措置を講じられたい。 また、直接監督責任者は総務事務システムにより、教員の特殊勤務実績及びその報告内容に誤りがいか把握を行うなど適正な勤務管理を行われたい。</p>
	過払支給期間	既支給額	正規支給額	過払支給額								
教員A	平成29年6月	17,100円	16,400円	700円								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月5日）

(3) 管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
思斉支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="537 548 1570 667"><thead><tr><th>出張先</th><th>出張期間</th><th>旅費支給額</th><th>精算日</th></tr></thead><tbody><tr><td>兵庫県</td><td>平成29年5月24日 ～5月25日</td><td>634円</td><td>平成29年7月7日</td></tr></tbody></table>	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	兵庫県	平成29年5月24日 ～5月25日	634円	平成29年7月7日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1665 548 2659 947" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p><p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p></div>
出張先	出張期間	旅費支給額	精算日							
兵庫県	平成29年5月24日 ～5月25日	634円	平成29年7月7日							

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
思斉支援学校	<p>管内出張について、誤って管外出張としてシステム登録したため、提出状態のままとなり、旅費が未払いとなっているものがあつた。</p> <table border="1" data-bbox="474 512 1255 632"> <thead> <tr> <th data-bbox="474 512 813 554">出張先</th> <th data-bbox="813 512 1041 554">旅行日</th> <th data-bbox="1041 512 1255 554">旅費支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="474 554 813 632">大阪市北区</td> <td data-bbox="813 554 1041 632">平成29年 10月20日</td> <td data-bbox="1041 554 1255 632">370円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費支給額	大阪市北区	平成29年 10月20日	370円	<p>速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じられたい。</p>
出張先	旅行日	旅費支給額						
大阪市北区	平成29年 10月20日	370円						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
東大阪支援学校	<p>管内出張について、適切なシステム登録が行われず、旅費が未払いとなっているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="581 512 1540 648"> <thead> <tr> <th data-bbox="581 512 997 560">出張先</th> <th data-bbox="997 512 1282 560">旅行日</th> <th data-bbox="1282 512 1540 560">旅費支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="581 560 997 648">東大阪市</td> <td data-bbox="997 560 1282 648">平成29年7月3日</td> <td data-bbox="1282 560 1540 648">540円</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	旅行日	旅費支給額	東大阪市	平成29年7月3日	540円	<p>速やかに未支給旅費額の追給措置を講じるとともに、再発防止のため、出張に係るシステムの取扱いについて教職員に周知徹底するとともに、チェック体制の強化を図るなどの措置を講じられたい。</p>
出張先	旅行日	旅費支給額						
東大阪市	平成29年7月3日	540円						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月30日）

(4) 管外旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																																				
桜塚高等学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算がされていないものが16件あった。</p> <table border="1" data-bbox="804 575 1703 1253"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年4月25日</td><td>4,424円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>同上</td><td>12,480円</td><td>6人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>同上</td><td>9,440円</td><td>4人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>同上</td><td>4,260円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>同上</td><td>5,000円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成29年7月28日から同月29日</td><td>77,372円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成29年8月16日から同月17日</td><td>30,967円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>同上</td><td>31,407円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>平成29年8月16日から同月19日</td><td>27,384円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>岩手県</td><td>平成29年8月18日から同月19日</td><td>27,444円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>同上</td><td>36,420円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>福岡県</td><td>平成29年9月16日から同月17日</td><td>52,040円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>台湾</td><td>平成29年11月12日から同月15日</td><td>2,074,728円</td><td>16人</td></tr> <tr><td>ベトナム</td><td>平成29年11月22日から同月26日</td><td>368,640円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>平成30年3月4日</td><td>3,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>滋賀県</td><td>同上</td><td>2,840円</td><td>1人</td></tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	兵庫県	平成29年4月25日	4,424円	2人	兵庫県	同上	12,480円	6人	兵庫県	同上	9,440円	4人	兵庫県	同上	4,260円	2人	大阪府	同上	5,000円	2人	神奈川県	平成29年7月28日から同月29日	77,372円	2人	神奈川県	平成29年8月16日から同月17日	30,967円	1人	神奈川県	同上	31,407円	1人	岩手県	平成29年8月16日から同月19日	27,384円	1人	岩手県	平成29年8月18日から同月19日	27,444円	1人	東京都	同上	36,420円	1人	福岡県	平成29年9月16日から同月17日	52,040円	2人	台湾	平成29年11月12日から同月15日	2,074,728円	16人	ベトナム	平成29年11月22日から同月26日	368,640円	2人	滋賀県	平成30年3月4日	3,080円	1人	滋賀県	同上	2,840円	1人	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数																																																																			
兵庫県	平成29年4月25日	4,424円	2人																																																																			
兵庫県	同上	12,480円	6人																																																																			
兵庫県	同上	9,440円	4人																																																																			
兵庫県	同上	4,260円	2人																																																																			
大阪府	同上	5,000円	2人																																																																			
神奈川県	平成29年7月28日から同月29日	77,372円	2人																																																																			
神奈川県	平成29年8月16日から同月17日	30,967円	1人																																																																			
神奈川県	同上	31,407円	1人																																																																			
岩手県	平成29年8月16日から同月19日	27,384円	1人																																																																			
岩手県	平成29年8月18日から同月19日	27,444円	1人																																																																			
東京都	同上	36,420円	1人																																																																			
福岡県	平成29年9月16日から同月17日	52,040円	2人																																																																			
台湾	平成29年11月12日から同月15日	2,074,728円	16人																																																																			
ベトナム	平成29年11月22日から同月26日	368,640円	2人																																																																			
滋賀県	平成30年3月4日	3,080円	1人																																																																			
滋賀県	同上	2,840円	1人																																																																			

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月12日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
布施北高等学校	<p>管外旅費の支給において、航空機代を誤って支給していたため過払いとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1590 667"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 512 839 569">旅行日</th> <th data-bbox="839 512 1056 569">既支給額</th> <th data-bbox="1056 512 1273 569">正規支給額</th> <th data-bbox="1273 512 1448 569">過払支給額</th> <th data-bbox="1448 512 1590 569">人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 569 839 667">平成30年1月13日から 同月15日まで</td> <td data-bbox="839 569 1056 667">122,040円</td> <td data-bbox="1056 569 1273 667">121,440円</td> <td data-bbox="1273 569 1448 667">600円</td> <td data-bbox="1448 569 1590 667">2人</td> </tr> </tbody> </table>	旅行日	既支給額	正規支給額	過払支給額	人数	平成30年1月13日から 同月15日まで	122,040円	121,440円	600円	2人	<p>検出事項について、速やかに過払旅費額の戻入措置を講じるとともに、管外旅費の支給事務について適正な事務処理を行われたい。</p>
旅行日	既支給額	正規支給額	過払支給額	人数								
平成30年1月13日から 同月15日まで	122,040円	121,440円	600円	2人								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月24日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																																																																								
東淀川支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算がされていないものが25件あった。</p> <table border="1" data-bbox="691 579 1546 1587"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年4月5日</td><td>2,170円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年4月7日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年5月16日</td><td>2,640円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年5月17日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年5月18日から同月19日</td><td>8,600円</td><td>14人</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>平成29年5月25日から同月26日</td><td>28,000円</td><td>7人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成29年6月29日から同月30日</td><td>37,660円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>愛知県</td><td>平成29年7月25日</td><td>16,670円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>同上</td><td>同上</td><td>15,590円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>平成29年7月27日</td><td>10,820円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>同上</td><td>同上</td><td>12,040円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>茨城県</td><td>平成29年7月31日</td><td>49,760円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成29年8月17日から同月18日</td><td>32,200円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成29年9月13日から同月15日</td><td>840,218円</td><td>17人</td></tr> <tr><td>大阪府</td><td>平成29年9月28日から同月29日</td><td>49,640円</td><td>15人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年10月18日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>兵庫県</td><td>平成29年10月20日</td><td>2,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>和歌山県</td><td>平成29年10月5日から同月6日</td><td>117,588円</td><td>6人</td></tr> <tr><td>三重県</td><td>平成29年10月12日から同月13日</td><td>301,303円</td><td>14人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成29年12月26日から同月27日</td><td>79,660円</td><td>2人</td></tr> <tr><td>東京都</td><td>平成30年1月20日</td><td>29,240円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成30年1月25日から同月26日</td><td>37,080円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>石川県</td><td>平成30年2月8日から同月9日</td><td>33,390円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>長崎県</td><td>平成30年2月2日から同月3日</td><td>37,470円</td><td>1人</td></tr> <tr><td>神奈川県</td><td>平成30年2月7日から同月9日</td><td>44,690円</td><td>1人</td></tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	兵庫県	平成29年4月5日	2,170円	1人	兵庫県	平成29年4月7日	2,080円	1人	兵庫県	平成29年5月16日	2,640円	1人	兵庫県	平成29年5月17日	2,080円	1人	兵庫県	平成29年5月18日から同月19日	8,600円	14人	大阪府	平成29年5月25日から同月26日	28,000円	7人	東京都	平成29年6月29日から同月30日	37,660円	1人	愛知県	平成29年7月25日	16,670円	1人	同上	同上	15,590円	1人	和歌山県	平成29年7月27日	10,820円	1人	同上	同上	12,040円	1人	茨城県	平成29年7月31日	49,760円	1人	神奈川県	平成29年8月17日から同月18日	32,200円	1人	東京都	平成29年9月13日から同月15日	840,218円	17人	大阪府	平成29年9月28日から同月29日	49,640円	15人	兵庫県	平成29年10月18日	2,080円	1人	兵庫県	平成29年10月20日	2,080円	1人	和歌山県	平成29年10月5日から同月6日	117,588円	6人	三重県	平成29年10月12日から同月13日	301,303円	14人	東京都	平成29年12月26日から同月27日	79,660円	2人	東京都	平成30年1月20日	29,240円	1人	神奈川県	平成30年1月25日から同月26日	37,080円	1人	石川県	平成30年2月8日から同月9日	33,390円	1人	長崎県	平成30年2月2日から同月3日	37,470円	1人	神奈川県	平成30年2月7日から同月9日	44,690円	1人	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数																																																																																																							
兵庫県	平成29年4月5日	2,170円	1人																																																																																																							
兵庫県	平成29年4月7日	2,080円	1人																																																																																																							
兵庫県	平成29年5月16日	2,640円	1人																																																																																																							
兵庫県	平成29年5月17日	2,080円	1人																																																																																																							
兵庫県	平成29年5月18日から同月19日	8,600円	14人																																																																																																							
大阪府	平成29年5月25日から同月26日	28,000円	7人																																																																																																							
東京都	平成29年6月29日から同月30日	37,660円	1人																																																																																																							
愛知県	平成29年7月25日	16,670円	1人																																																																																																							
同上	同上	15,590円	1人																																																																																																							
和歌山県	平成29年7月27日	10,820円	1人																																																																																																							
同上	同上	12,040円	1人																																																																																																							
茨城県	平成29年7月31日	49,760円	1人																																																																																																							
神奈川県	平成29年8月17日から同月18日	32,200円	1人																																																																																																							
東京都	平成29年9月13日から同月15日	840,218円	17人																																																																																																							
大阪府	平成29年9月28日から同月29日	49,640円	15人																																																																																																							
兵庫県	平成29年10月18日	2,080円	1人																																																																																																							
兵庫県	平成29年10月20日	2,080円	1人																																																																																																							
和歌山県	平成29年10月5日から同月6日	117,588円	6人																																																																																																							
三重県	平成29年10月12日から同月13日	301,303円	14人																																																																																																							
東京都	平成29年12月26日から同月27日	79,660円	2人																																																																																																							
東京都	平成30年1月20日	29,240円	1人																																																																																																							
神奈川県	平成30年1月25日から同月26日	37,080円	1人																																																																																																							
石川県	平成30年2月8日から同月9日	33,390円	1人																																																																																																							
長崎県	平成30年2月2日から同月3日	37,470円	1人																																																																																																							
神奈川県	平成30年2月7日から同月9日	44,690円	1人																																																																																																							

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成30年11月15日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																												
光陽支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが11件あった。</p> <table border="1" data-bbox="632 556 1745 1432"> <thead> <tr> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>人数</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>愛媛県</td> <td>平成29年7月25日から同月26日まで</td> <td>22,780円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月5日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成29年7月27日から同月28日まで</td> <td>38,680円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>石川県</td> <td>平成29年8月3日から同月4日まで</td> <td>23,660円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>埼玉県</td> <td>平成29年8月8日から同月10日まで</td> <td>47,780円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>大分県</td> <td>平成29年8月3日から同月4日まで</td> <td>41,260円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>滋賀県</td> <td>平成29年8月17日</td> <td>10,940円</td> <td>5人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>東京都</td> <td>平成29年8月20日から同月21日まで</td> <td>38,300円</td> <td>1人</td> <td>平成30年5月31日</td> </tr> <tr> <td>大分県</td> <td>平成29年8月3日から同月4日まで</td> <td>41,240円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>平成29年11月16日から同月17日まで</td> <td>66,300円</td> <td>2人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>長崎県</td> <td>平成30年1月10日から同月12日まで</td> <td>108,520円</td> <td>2人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> <tr> <td>山口県</td> <td>平成29年11月15日から同月17日まで</td> <td>41,020円</td> <td>1人</td> <td>平成30年3月30日</td> </tr> </tbody> </table>	出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日	愛媛県	平成29年7月25日から同月26日まで	22,780円	1人	平成30年3月5日	東京都	平成29年7月27日から同月28日まで	38,680円	1人	平成30年3月30日	石川県	平成29年8月3日から同月4日まで	23,660円	1人	平成30年3月30日	埼玉県	平成29年8月8日から同月10日まで	47,780円	1人	平成30年3月30日	大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,260円	1人	平成30年3月30日	滋賀県	平成29年8月17日	10,940円	5人	平成30年3月30日	東京都	平成29年8月20日から同月21日まで	38,300円	1人	平成30年5月31日	大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,240円	1人	平成30年3月30日	山口県	平成29年11月16日から同月17日まで	66,300円	2人	平成30年3月30日	長崎県	平成30年1月10日から同月12日まで	108,520円	2人	平成30年3月30日	山口県	平成29年11月15日から同月17日まで	41,020円	1人	平成30年3月30日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p>
出張先	出張期間	旅費支給額	人数	精算日																																																										
愛媛県	平成29年7月25日から同月26日まで	22,780円	1人	平成30年3月5日																																																										
東京都	平成29年7月27日から同月28日まで	38,680円	1人	平成30年3月30日																																																										
石川県	平成29年8月3日から同月4日まで	23,660円	1人	平成30年3月30日																																																										
埼玉県	平成29年8月8日から同月10日まで	47,780円	1人	平成30年3月30日																																																										
大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,260円	1人	平成30年3月30日																																																										
滋賀県	平成29年8月17日	10,940円	5人	平成30年3月30日																																																										
東京都	平成29年8月20日から同月21日まで	38,300円	1人	平成30年5月31日																																																										
大分県	平成29年8月3日から同月4日まで	41,240円	1人	平成30年3月30日																																																										
山口県	平成29年11月16日から同月17日まで	66,300円	2人	平成30年3月30日																																																										
長崎県	平成30年1月10日から同月12日まで	108,520円	2人	平成30年3月30日																																																										
山口県	平成29年11月15日から同月17日まで	41,020円	1人	平成30年3月30日																																																										

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月29日）

(5) 不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
<p>門真なみはや高等学校</p>	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="513 510 1424 657"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 510 1118 579">続柄</th> <th data-bbox="1118 510 1424 579">休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 579 1118 657">配偶者のおじ</td> <td data-bbox="1118 579 1424 657">平成29年4月24日</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	休暇承認日	配偶者のおじ	平成29年4月24日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 （特別休暇） 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 （特別休暇） 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1715 1136 2635 1377"> <thead> <tr> <th data-bbox="1715 1136 2466 1178">死亡した者</th> <th data-bbox="2466 1136 2635 1178">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1715 1178 2466 1220">父母、配偶者、子</td> <td data-bbox="2466 1178 2635 1220">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 1220 2466 1262">祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td data-bbox="2466 1220 2635 1262">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1715 1262 2466 1377">孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td data-bbox="2466 1262 2635 1377">1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p> </div>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日
続柄	休暇承認日													
配偶者のおじ	平成29年4月24日													
死亡した者	日数													
父母、配偶者、子	7日													
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日													
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
平野高等学校	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="549 535 1460 682"> <tr> <td data-bbox="549 535 1151 604">続柄</td> <td data-bbox="1151 535 1460 604">休暇承認日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 604 1151 682">従弟</td> <td data-bbox="1151 604 1460 682">平成29年9月6日</td> </tr> </table>	続柄	休暇承認日	従弟	平成29年9月6日	<p>検出事項について、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1774 1117 2686 1354"> <thead> <tr> <th data-bbox="1774 1117 2516 1155">死亡した者</th> <th data-bbox="2516 1117 2686 1155">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1774 1155 2516 1192">父母、配偶者、子</td> <td data-bbox="2516 1155 2686 1192">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1192 2516 1234">祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td data-bbox="2516 1192 2686 1234">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1234 2516 1354">孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 (以下略)</td> <td data-bbox="2516 1234 2686 1354">1日</td> </tr> </tbody> </table> </div>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 (以下略)	1日
続柄	休暇承認日													
従弟	平成29年9月6日													
死亡した者	日数													
父母、配偶者、子	7日													
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日													
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者 (以下略)	1日													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
思斉支援学校	<p>下記について、特別休暇（親族の喪に服する場合）の対象とならないものを承認していた。</p> <table border="1" data-bbox="549 527 1463 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="549 527 1154 594">続柄</th> <th data-bbox="1154 527 1463 594">休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="549 594 1154 674">配偶者の伯母</td> <td data-bbox="1154 594 1463 674">平成30年3月26日</td> </tr> </tbody> </table>	続柄	休暇承認日	配偶者の伯母	平成30年3月26日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 （特別休暇） 第15条 任免権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則】 （特別休暇） 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1774 1150 2689 1394"> <thead> <tr> <th data-bbox="1774 1150 2516 1192">死亡した者</th> <th data-bbox="2516 1150 2689 1192">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1774 1192 2516 1234">父母、配偶者、子</td> <td data-bbox="2516 1192 2689 1234">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1234 2516 1276">祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td data-bbox="2516 1234 2689 1276">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1774 1276 2516 1394">孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td data-bbox="2516 1276 2689 1394">1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>（以下略）</p>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日
続柄	休暇承認日													
配偶者の伯母	平成30年3月26日													
死亡した者	日数													
父母、配偶者、子	7日													
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日													
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

(6) 時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
桜塚高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが5件あった。</p> <table border="1" data-bbox="546 585 1326 873"><thead><tr><th>人数</th><th>延べ件数</th><th>事実発生時期</th></tr></thead><tbody><tr><td>1名</td><td>3件</td><td>平成29年4月</td></tr><tr><td>1名</td><td>1件</td><td>平成29年5月</td></tr><tr><td>1名</td><td>1件</td><td>平成29年11月</td></tr></tbody></table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	3件	平成29年4月	1名	1件	平成29年5月	1名	1件	平成29年11月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期												
1名	3件	平成29年4月												
1名	1件	平成29年5月												
1名	1件	平成29年11月												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
吹田高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが6件あった。</p> <table border="1" data-bbox="543 583 1326 873"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成30年4月</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>3件</td> <td>平成30年5月</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>2件</td> <td>平成30年7月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成30年4月	2名	3件	平成30年5月	2名	2件	平成30年7月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期												
1名	1件	平成30年4月												
2名	3件	平成30年5月												
2名	2件	平成30年7月												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月25日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項									
門真なみはや高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="528 583 1391 802"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年9月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成30年1月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年9月	1名	1件	平成30年1月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期									
1名	1件	平成29年9月									
1名	1件	平成30年1月									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項									
かわち野高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="543 583 1326 802"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年4月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年11月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年4月	1名	1件	平成29年11月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期									
1名	1件	平成29年4月									
1名	1件	平成29年11月									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項															
貝塚南高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが4件あった。</p> <table border="1" data-bbox="546 583 1326 947"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年6月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年7月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年10月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成30年3月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年6月	1名	1件	平成29年7月	1名	1件	平成29年10月	1名	1件	平成30年3月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期															
1名	1件	平成29年6月															
1名	1件	平成29年7月															
1名	1件	平成29年10月															
1名	1件	平成30年3月															

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月19日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
教育センター附属高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="546 583 1335 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="546 583 685 657">人数</th> <th data-bbox="685 583 834 657">延べ件数</th> <th data-bbox="834 583 1335 657">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="546 657 685 730">1名</td> <td data-bbox="685 657 834 730">1件</td> <td data-bbox="834 657 1335 730">平成30年3月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成30年3月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期						
1名	1件	平成30年3月						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月28日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																		
和泉支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが7件あった。</p> <table border="1" data-bbox="546 590 1415 1016"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年6月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年9月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年11月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成30年2月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成30年3月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年6月	1名	1件	平成29年9月	1名	1件	平成29年11月	1名	2件	平成30年2月	1名	2件	平成30年3月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期																		
1名	1件	平成29年6月																		
1名	1件	平成29年9月																		
1名	1件	平成29年11月																		
1名	2件	平成30年2月																		
1名	2件	平成30年3月																		

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成30年10月31日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
思斉支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="543 583 1326 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="543 583 685 657">人数</th> <th data-bbox="685 583 831 657">延べ件数</th> <th data-bbox="831 583 1326 657">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="543 657 685 730">1名</td> <td data-bbox="685 657 831 730">2件</td> <td data-bbox="831 657 1326 730">平成29年4月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	2件	平成29年4月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期						
1名	2件	平成29年4月						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																											
難波支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが14件あった。</p> <table border="1" data-bbox="546 583 1326 1234"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年4月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成29年6月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年9月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年10月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年11月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>3件</td> <td>平成29年12月</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>3件</td> <td>平成30年1月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成30年2月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年4月	1名	2件	平成29年6月	1名	1件	平成29年9月	1名	1件	平成29年10月	1名	1件	平成29年11月	1名	3件	平成29年12月	2名	3件	平成30年1月	1名	2件	平成30年2月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期																											
1名	1件	平成29年4月																											
1名	2件	平成29年6月																											
1名	1件	平成29年9月																											
1名	1件	平成29年10月																											
1名	1件	平成29年11月																											
1名	3件	平成29年12月																											
2名	3件	平成30年1月																											
1名	2件	平成30年2月																											

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
東淀川支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが6件あった。</p> <table border="1" data-bbox="549 590 1415 877"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2名</td> <td>3件</td> <td>平成29年8月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年12月</td> </tr> <tr> <td>2名</td> <td>2件</td> <td>平成30年3月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	2名	3件	平成29年8月	1名	1件	平成29年12月	2名	2件	平成30年3月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期												
2名	3件	平成29年8月												
1名	1件	平成29年12月												
2名	2件	平成30年3月												

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成30年11月15日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
交野支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="546 585 1326 730"> <thead> <tr> <th data-bbox="546 585 685 657">人数</th> <th data-bbox="685 585 834 657">延べ件数</th> <th data-bbox="834 585 1326 657">事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="546 657 685 730">1名</td> <td data-bbox="685 657 834 730">1件</td> <td data-bbox="834 657 1326 730">平成29年8月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	1件	平成29年8月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切なサービス管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期						
1名	1件	平成29年8月						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月25日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
光陽支援学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが6件あった。</p> <table border="1" data-bbox="546 590 1412 877"> <thead> <tr> <th>人数</th> <th>延べ件数</th> <th>事実発生時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1名</td> <td>3件</td> <td>平成29年7月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>1件</td> <td>平成29年9月</td> </tr> <tr> <td>1名</td> <td>2件</td> <td>平成29年11月</td> </tr> </tbody> </table>	人数	延べ件数	事実発生時期	1名	3件	平成29年7月	1名	1件	平成29年9月	1名	2件	平成29年11月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、適切な服務管理を行われたい。</p>
人数	延べ件数	事実発生時期												
1名	3件	平成29年7月												
1名	1件	平成29年9月												
1名	2件	平成29年11月												

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月29日）

(7) 病気休暇の承認手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																
平野高等学校	<p>病気休暇のうち1名4件の承認手続について、診断書等の必要な確認書類が提出されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="498 510 1433 705"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">A</td> <td>平成29年6月27日</td> <td>10:30~17:00</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月30日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年7月6日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年7月18日</td> <td>終日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生日	取得時間	A	平成29年6月27日	10:30~17:00	平成29年6月30日	終日	平成29年7月6日	終日	平成29年7月18日	終日	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最低限の日又は時間とする。</p> <p>【病気休暇の承認手続の見直しについて（通知）】 (平成25年3月29日付け教委職企第2282号 教職員室企画課長通知) 1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1555 842 2724 1031"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td>病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>2 指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【「特例」の内容】 指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、年1回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性のある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。</p> <p>○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。 ○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。 ○少なくとも年1回、新たな診断書の提出は必要。 ※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条 第1項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患（特定疾患）をいう。</p> </div> </div>	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。
職員	事実発生日	取得時間																
A	平成29年6月27日	10:30~17:00																
	平成29年6月30日	終日																
	平成29年7月6日	終日																
	平成29年7月18日	終日																
旧	新																	
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																																													
かわち野高等学校	<p>病気休暇のうち4名25件の承認手続について、診断書等の必要な確認書類が提出されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="409 516 1472 1560"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>事実発生日</th> <th>取得時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="15">A</td> <td>平成29年10月19日</td> <td>8:20～10:50</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月24日～25日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月26日</td> <td>8:20～12:05</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月2日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月7日</td> <td>8:20～10:50</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月10日</td> <td>8:20～9:10</td> </tr> <tr> <td>平成29年11月20日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月13日</td> <td>8:20～11:50</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月20日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月22日～23日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年2月28日～3月1日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月8日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月14日</td> <td>15:20～16:50</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月15日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">B</td> <td>平成29年4月6日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年5月1日</td> <td>8:20～15:00</td> </tr> <tr> <td>平成29年6月5日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年7月6日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年8月7日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年10月16日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成29年12月26日</td> <td>終日</td> </tr> <tr> <td>平成30年1月11日</td> <td>12:00～16:50</td> </tr> <tr> <td>平成30年3月26日</td> <td>8:20～12:20</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>平成29年6月8日</td> <td>12:05～16:50</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>平成30年2月28日</td> <td>13:50～16:50</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生日	取得時間	A	平成29年10月19日	8:20～10:50	平成29年10月24日～25日	終日	平成29年10月26日	8:20～12:05	平成29年11月2日	終日	平成29年11月7日	8:20～10:50	平成29年11月10日	8:20～9:10	平成29年11月20日	終日	平成30年2月13日	8:20～11:50	平成30年2月20日	終日	平成30年2月22日～23日	終日	平成30年2月28日～3月1日	終日	平成30年3月8日	終日	平成30年3月14日	15:20～16:50	平成30年3月15日	終日	B	平成29年4月6日	終日	平成29年5月1日	8:20～15:00	平成29年6月5日	終日	平成29年7月6日	終日	平成29年8月7日	終日	平成29年10月16日	終日	平成29年12月26日	終日	平成30年1月11日	12:00～16:50	平成30年3月26日	8:20～12:20	C	平成29年6月8日	12:05～16:50	D	平成30年2月28日	13:50～16:50	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (病気休暇) 第14条 任命権者は職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認める場合には、病気休暇を与えることができる。 2 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認める必要最低限の日又は時間とする。</p> <p>【病気休暇の承認手続の見直しについて（通知）】 (平成25年3月29日付け教委職企第2282号 教職員室教職員企画課長通知)</p> <p>1 病気休暇を願い出る場合に診断書の提出を義務化</p> <table border="1" data-bbox="1561 848 2724 999"> <thead> <tr> <th>旧</th> <th>新</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。</td> <td>病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。</td> </tr> </tbody> </table> <p>○1枚の診断書で一定期間に及ぶ通院加療の病気休暇を承認する場合、診断書発行日以外の通院加療日については、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○提出された診断書について、その発行日から起算して1年を経過した場合は、健康管理の観点も含めて、新たな診断書の提出を求める。</p> <p>2 指定難病等※に罹患した職員に対する診断書の取扱いの「特例」について</p> <p>【「特例」の内容】 指定難病等に罹患した職員が突発的な症状等により通院を要した場合、年1回の診断書に予め病名と突発的な症状等により通院の可能性のある旨の記載があれば、通院の度に新たに診断書を提出することは不要とする。</p> <p>○通院の原因である突発的な症状等については、診断書記載と同一の指定難病等に起因するものであることが必要。 ○通院の度に、事後、通院の事実を確認できる領収書等（写）の提出を求める。 ○この特例の対象は通院の場合に限られ、自宅での安静加療等は除く。 ○少なくとも年1回、新たな診断書の提出は必要。</p> <p>※指定難病等とは、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項に規定する指定難病及び厚生労働省が実施する特定疾患治療研究事業の対象とされている疾患（特定疾患）をいう。</p>	旧	新	7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。
職員	事実発生日	取得時間																																																													
A	平成29年10月19日	8:20～10:50																																																													
	平成29年10月24日～25日	終日																																																													
	平成29年10月26日	8:20～12:05																																																													
	平成29年11月2日	終日																																																													
	平成29年11月7日	8:20～10:50																																																													
	平成29年11月10日	8:20～9:10																																																													
	平成29年11月20日	終日																																																													
	平成30年2月13日	8:20～11:50																																																													
	平成30年2月20日	終日																																																													
	平成30年2月22日～23日	終日																																																													
	平成30年2月28日～3月1日	終日																																																													
	平成30年3月8日	終日																																																													
	平成30年3月14日	15:20～16:50																																																													
	平成30年3月15日	終日																																																													
	B	平成29年4月6日	終日																																																												
平成29年5月1日		8:20～15:00																																																													
平成29年6月5日		終日																																																													
平成29年7月6日		終日																																																													
平成29年8月7日		終日																																																													
平成29年10月16日		終日																																																													
平成29年12月26日		終日																																																													
平成30年1月11日		12:00～16:50																																																													
平成30年3月26日		8:20～12:20																																																													
C		平成29年6月8日	12:05～16:50																																																												
D	平成30年2月28日	13:50～16:50																																																													
旧	新																																																														
7日以上に及ぶ病気休暇を願い出る場合に診断書を義務化。ただし、7日未満の場合についても、医師の診断書等の提出を求める。	病気休暇を願い出る場合（時間単位含む）に診断書の提出を義務化。																																																														

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項		
東大阪支援学校	<p>30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="617 583 1344 772"> <tr> <td data-bbox="617 583 1344 625">診断書における休業期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="617 625 1344 772">平成29年8月17日から同年9月30日まで（45日間）</td> </tr> </table>	診断書における休業期間	平成29年8月17日から同年9月30日まで（45日間）	<p>今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行なわれたい。</p> <div data-bbox="1644 562 2733 1045" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】 (病者の報告等) 第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第四号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった職員 二 精神障害のため、勤務させることにより、病勢が著しく増悪するおそれのある職員 三 心臓、腎臓、肺等の疾病で勤務のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった職員 </div>
診断書における休業期間				
平成29年8月17日から同年9月30日まで（45日間）				

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月30日）

3 資産管理事務

(1) 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項																											
吹田高等学校	<p>下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載がされていなかった。 また、行政財産使用許可書に記載の種別について、誤っているものがあった。(注1)</p> <table border="1" data-bbox="492 600 1768 1262"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>14.6㎡</td> <td>給品部</td> <td>34,770円</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>電柱1本 支線3本</td> <td>電力の供給</td> <td>3,400円</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建物</td> <td>90.24㎡</td> <td>食堂</td> <td rowspan="2">223,520円</td> <td rowspan="2">H28.4.1～H33.3.31</td> </tr> <tr> <td>6台</td> <td>自動販売機</td> </tr> <tr> <td>(注1) 誤) 標識 正) 土地</td> <td>1箇所</td> <td>一時避難地 ・ 避難所標識</td> <td>免除</td> <td>H26.4.1～H31.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 本件、「一時避難地・避難所標識」は府有地内(地上)に支柱立てにより設置されている標識であることから、種別は「土地」とするのが正しい。</p>					種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	建物	14.6㎡	給品部	34,770円	H30.4.1～H35.3.31	土地	電柱1本 支線3本	電力の供給	3,400円	H30.4.1～H35.3.31	建物	90.24㎡	食堂	223,520円	H28.4.1～H33.3.31	6台	自動販売機	(注1) 誤) 標識 正) 土地	1箇所	一時避難地 ・ 避難所標識	免除	H26.4.1～H31.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産台帳等管理システム操作マニュアル】 15.2 使用許可新規登録 ○使用許可の新規登録は、使用許可一覧画面の新規登録から行います。 ①使用許可を行う財産の種別(土地、建物、動産、無体財産権、工作物)を選択</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																													
建物	14.6㎡	給品部	34,770円	H30.4.1～H35.3.31																													
土地	電柱1本 支線3本	電力の供給	3,400円	H30.4.1～H35.3.31																													
建物	90.24㎡	食堂	223,520円	H28.4.1～H33.3.31																													
	6台	自動販売機																															
(注1) 誤) 標識 正) 土地	1箇所	一時避難地 ・ 避難所標識	免除	H26.4.1～H31.3.31																													

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年10月25日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																				
枚方なぎさ高等学校	<p>1 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 485 1754 705"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>0.0625㎡</td> <td>測量基準点の設置</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 下記の行政財産の使用許可に伴う年間使用料について、公有財産台帳の登録誤りがあった。</p> <table border="1" data-bbox="468 856 1754 1121"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>106.19㎡ 公衆電話1台 自動販売機4台</td> <td>学校食堂</td> <td>誤) 296,080円 正) 307,570円</td> <td>H28.4.1～H31.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	建物	0.0625㎡	測量基準点の設置	免除	H30.4.1～H35.3.31	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	建物	106.19㎡ 公衆電話1台 自動販売機4台	学校食堂	誤) 296,080円 正) 307,570円	H28.4.1～H31.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登録し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																		
建物	0.0625㎡	測量基準点の設置	免除	H30.4.1～H35.3.31																		
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																		
建物	106.19㎡ 公衆電話1台 自動販売機4台	学校食堂	誤) 296,080円 正) 307,570円	H28.4.1～H31.3.31																		

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月3日）

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項																																					
貝塚南高等学校	<p>1 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 485 1745 1031"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>1本</td> <td>電柱</td> <td>3,700円</td> <td>H29.4.1～H34.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1本</td> <td>電話柱</td> <td>1,500円</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>4台</td> <td>自動販売機</td> <td>71,960円</td> <td>H28.4.1～H33.3.31 変更許可 H28.8.1～H33.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>82.71㎡</td> <td>食堂</td> <td>151,950円</td> <td>H28.4.1～H33.3.31</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="468 1178 1774 1482"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>借用料 (年額)</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>貝塚市橋本684</td> <td>30.28㎡</td> <td>汚水放流管埋設</td> <td>48,640円</td> <td>H30.4.1～ H35.3.31</td> </tr> </tbody> </table>					種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	土地	1本	電柱	3,700円	H29.4.1～H34.3.31	土地	1本	電話柱	1,500円	H30.4.1～H35.3.31	建物	4台	自動販売機	71,960円	H28.4.1～H33.3.31 変更許可 H28.8.1～H33.3.31	建物	82.71㎡	食堂	151,950円	H28.4.1～H33.3.31	種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年額)	借用期間	土地	貝塚市橋本684	30.28㎡	汚水放流管埋設	48,640円	H30.4.1～ H35.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家（借建物）の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産（土地、建物など）を許可又は契約（賃貸借契約、使用貸借契約）により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用（物件）台帳を整備しておくこと。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																																							
土地	1本	電柱	3,700円	H29.4.1～H34.3.31																																							
土地	1本	電話柱	1,500円	H30.4.1～H35.3.31																																							
建物	4台	自動販売機	71,960円	H28.4.1～H33.3.31 変更許可 H28.8.1～H33.3.31																																							
建物	82.71㎡	食堂	151,950円	H28.4.1～H33.3.31																																							
種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料 (年額)	借用期間																																						
土地	貝塚市橋本684	30.28㎡	汚水放流管埋設	48,640円	H30.4.1～ H35.3.31																																						

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																																			
鳳高等学校	<p>下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登載がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="578 541 2024 1075"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>12本</td> <td>電話用本柱6本、支線6本</td> <td>18,000円</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>2本</td> <td>第1種電柱1本、 第3種電柱1本</td> <td>5,400円</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>1.8㎡</td> <td>カーブミラー1基</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>0.57㎡</td> <td>自治会掲示板1基</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>1.8㎡</td> <td>災害時優先特設公衆電話(卓上型 2台分)</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td>56.0㎡</td> <td>同窓会事務所</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1～H35.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	土地	12本	電話用本柱6本、支線6本	18,000円	H30.4.1～H35.3.31	土地	2本	第1種電柱1本、 第3種電柱1本	5,400円	H30.4.1～H35.3.31	土地	1.8㎡	カーブミラー1基	免除	H30.4.1～H35.3.31	土地	0.57㎡	自治会掲示板1基	免除	H30.4.1～H35.3.31	建物	1.8㎡	災害時優先特設公衆電話(卓上型 2台分)	免除	H30.4.1～H35.3.31	建物	56.0㎡	同窓会事務所	免除	H30.4.1～H35.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																																	
土地	12本	電話用本柱6本、支線6本	18,000円	H30.4.1～H35.3.31																																	
土地	2本	第1種電柱1本、 第3種電柱1本	5,400円	H30.4.1～H35.3.31																																	
土地	1.8㎡	カーブミラー1基	免除	H30.4.1～H35.3.31																																	
土地	0.57㎡	自治会掲示板1基	免除	H30.4.1～H35.3.31																																	
建物	1.8㎡	災害時優先特設公衆電話(卓上型 2台分)	免除	H30.4.1～H35.3.31																																	
建物	56.0㎡	同窓会事務所	免除	H30.4.1～H35.3.31																																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年10月1日から平成31年1月31日まで）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項																												
思斉支援学校	<p>1 下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。 また、行政財産使用許可の申請内容と異なる内容で「行政財産使用許可書」を交付しているものがあった。(注1) なお、本件「行政財産使用許可書」は種別についても誤っていた。(注2)</p> <table border="1" data-bbox="489 598 1935 1150"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料(年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>8.88㎡</td> <td>災害用救助資機材及び 備蓄物資保管庫の設置</td> <td>免除</td> <td>H30.4.1～H31.3.31</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(注2) 誤) 囲障 正) 建物</td> <td rowspan="2">0.54㎡</td> <td>(注1) 誤) 災害用救助資機材 及び 備蓄物資保管庫の設置</td> <td rowspan="2">免除</td> <td rowspan="2">H30.4.1～H31.3.31</td> </tr> <tr> <td>正) 災害時避難場所案内板</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) ① 使用許可申請書の内容⇒用途：「災害時避難場所案内板」0.54㎡ ② 使用許可書の内容⇒用途：「災害用救助資機材及び備蓄物資保管庫の設置」0.54㎡ ※ 申請内容と許可内容が相違。</p> <p>(注2) 本件、「災害時避難場所案内板」は西門の門扉と一体となった囲障部分に設置されている案内板であることから、種別は「建物」とするのが正しい。 ※ 思斉支援学校では、囲障は建物に含まれて財産登録されている。</p> <p>2 下記の借用財産について、公有財産台帳に借用登録をしていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="489 1564 1935 1795"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>所在地</th> <th>借用数量</th> <th>借用目的</th> <th>借用料(年額)</th> <th>借用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>旭区大宮5 大阪守口線高架下 (大阪市旭区大宮5丁目 11番7号地先)</td> <td>639㎡</td> <td>運動広場</td> <td>無償</td> <td>H30.4.1～H33.3.31</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間	土地	8.88㎡	災害用救助資機材及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～H31.3.31	(注2) 誤) 囲障 正) 建物	0.54㎡	(注1) 誤) 災害用救助資機材 及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～H31.3.31	正) 災害時避難場所案内板	種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料(年額)	借用期間	土地	旭区大宮5 大阪守口線高架下 (大阪市旭区大宮5丁目 11番7号地先)	639㎡	運動広場	無償	H30.4.1～H33.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (借用財産) 第18条 部局長等は、所管事業にかかわる借地及び借家(借建物)の契約等を行ったときは、借用財産としてシステムを用いて借用登録を行うものとする。</p> <p>(使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。</p> <p>2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> <p>【公有財産台帳等管理システム操作マニュアル】 15.2 使用許可新規登録 ○使用許可の新規登録は、使用許可一覧画面の新規登録から行います。 ①使用許可を行う財産の種別(土地、建物、動産、無体財産権、工作物)を選択</p> <p>【公有財産事務の手引】 第2章 公有財産の取得 第3節 借用 府が行政遂行の手段として、他者の所有する財産</p>
種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間																										
土地	8.88㎡	災害用救助資機材及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～H31.3.31																										
(注2) 誤) 囲障 正) 建物	0.54㎡	(注1) 誤) 災害用救助資機材 及び 備蓄物資保管庫の設置	免除	H30.4.1～H31.3.31																										
		正) 災害時避難場所案内板																												
種別	所在地	借用数量	借用目的	借用料(年額)	借用期間																									
土地	旭区大宮5 大阪守口線高架下 (大阪市旭区大宮5丁目 11番7号地先)	639㎡	運動広場	無償	H30.4.1～H33.3.31																									

		<p>(土地、建物など)を許可又は契約(賃貸借契約、使用貸借契約)により借り受けることをいう。 借用財産は、公有財産ではないが、借用財産の内容を明確に把握するためにも借用(物件)台帳を整備しておくこと。</p>
--	--	---

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年11月6日)

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項															
光陽支援学校	<p>下記の行政財産の使用許可について、公有財産台帳に登録がされていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="489 457 1617 772"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料 (年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>0.21㎡</td> <td>災害時特殊公衆電話</td> <td>免除</td> <td>H29.4.1～ H30.3.31</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td>17.5㎡</td> <td>災害用救助資器材及び備蓄物資倉庫</td> <td>免除</td> <td>H29.4.1～ H30.3.31</td> </tr> </tbody> </table>					種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間	建物	0.21㎡	災害時特殊公衆電話	免除	H29.4.1～ H30.3.31	土地	17.5㎡	災害用救助資器材及び備蓄物資倉庫	免除	H29.4.1～ H30.3.31	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登録するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登録し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可又は貸付状況) 第19条 部局長等は、使用許可又は貸付を行ったときは、システムを用いて使用許可又は貸付情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可又は貸付情報の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	使用目的	使用料 (年額)	許可期間																	
建物	0.21㎡	災害時特殊公衆電話	免除	H29.4.1～ H30.3.31																	
土地	17.5㎡	災害用救助資器材及び備蓄物資倉庫	免除	H29.4.1～ H30.3.31																	

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年11月29日）

(2) 備品管理の不備

対象受検 機関	検出事項	是正を求める事項										
岬高等学校	<p>下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に登載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="371 520 1489 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 520 593 594">品種</th> <th data-bbox="605 520 884 594">品目 商品名</th> <th data-bbox="896 520 1163 594">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1175 520 1279 594">数量</th> <th data-bbox="1291 520 1489 594">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 602 593 674">家具什器類</td> <td data-bbox="605 602 884 674">冷暖房器具 クーラー</td> <td data-bbox="896 602 1163 674">平成16年8月19日</td> <td data-bbox="1175 602 1279 674">1</td> <td data-bbox="1291 602 1489 674">306,600円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	冷暖房器具 クーラー	平成16年8月19日	1	306,600円	<p>検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日 施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 ついては、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的の実査し、照合確認等すること。 5 廃棄 備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】(平成24年3月31日 会計局長通知) 本府ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化に向けた指導を行ってきました。 しかしながら、今年度、包括外部監査や監査委員の監査において、『物品の適正な管理について』や『不適正な会計事務手続き』など、多くの意見・指摘がされています。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額								
家具什器類	冷暖房器具 クーラー	平成16年8月19日	1	306,600円								

		<p>このため、更なる会計事務の適正化を図るため、各所属において注意喚起を行うとともに、下記の内容について周知徹底を図られるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>② 備品の実査</p> <p>備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど）、定期的に実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>
--	--	--

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月22日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
西成高等学校	<p data-bbox="507 401 1299 436">下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="477 512 1581 716"> <thead> <tr> <th data-bbox="477 512 670 611">品種</th> <th data-bbox="670 512 952 611">品目 商品名</th> <th data-bbox="952 512 1258 611">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1258 512 1386 611">数量</th> <th data-bbox="1386 512 1581 611">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="477 611 670 716" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="670 611 952 663">医療器具類</td> <td data-bbox="952 611 1258 716" rowspan="2">平成26年3月31日</td> <td data-bbox="1258 611 1386 716" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1386 611 1581 716" rowspan="2">241,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="670 663 952 716">AED</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	医療器具類	平成26年3月31日	1	241,500円	AED	<p data-bbox="1644 401 2742 474">検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div data-bbox="1644 548 2703 842" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1673 554 1911 585">【大阪府財務規則】</p> <p data-bbox="1673 590 2148 621">(物品の出納の通知及び帳簿の記載)</p> <p data-bbox="1644 625 2703 699">第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。</p> <p data-bbox="1644 703 2703 777">2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。</p> <p data-bbox="1673 781 2089 812">一 備品出納簿（様式第39号）</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	医療器具類	平成26年3月31日	1	241,500円									
	AED												

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：平成30年10月17日）

対象受検 機関	検出事項	是正を求める事項																							
交野支援 学校	<p>下記の備品について、現物が確認できなかったものが備品出納簿に登載されていた。</p> <table border="1" data-bbox="371 520 1486 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="371 520 593 592">品種</th> <th data-bbox="602 520 884 592">品目 商品名</th> <th data-bbox="893 520 1166 592">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1175 520 1279 592">数量</th> <th data-bbox="1288 520 1486 592">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="371 598 593 669" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="602 598 884 634">農工器具</td> <td data-bbox="893 598 1166 669" rowspan="2">昭和62年3月30日</td> <td data-bbox="1175 598 1279 669" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1288 598 1486 669" rowspan="2">125,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="602 640 884 669">タタラ機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 676 593 785" rowspan="2">標本及び模型 類</td> <td data-bbox="602 676 884 711">標本及び模型類</td> <td data-bbox="893 676 1166 785" rowspan="2">昭和57年1月20日</td> <td data-bbox="1175 676 1279 785" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1288 676 1486 785" rowspan="2">500,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="602 718 884 785">動物標本 (バファロー)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="371 791 593 900" rowspan="2">標本及び模型 類</td> <td data-bbox="602 791 884 827">標本及び模型類</td> <td data-bbox="893 791 1166 900" rowspan="2">昭和57年1月20日</td> <td data-bbox="1175 791 1279 900" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1288 791 1486 900" rowspan="2">150,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="602 833 884 900">動物標本 (ヘラジカ)</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	農工器具	昭和62年3月30日	1	125,000円	タタラ機	標本及び模型 類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	500,000円	動物標本 (バファロー)	標本及び模型 類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	150,000円	動物標本 (ヘラジカ)	<p>検出事項について現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号) (不用の決定及び不用品の処分) 第87条 知事又は第3条の規定により物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書(様式第49号)を作成の上不用の決定をしなければならない。 2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。</p> <p>【備品管理の適正化について】(平成23年7月13日 施設財務課長通知) 標記について、平成22年度監査の結果、大阪府監査委員より別添のとおり多くの学校において備品の管理が的確に行われていないとの意見が出されました。 特に備品出納簿に登載されているにもかかわらず現物が無いもの、老朽化等のため使用されていないもの、取得備品を備品出納簿に登載していないなどの不備が指摘されています。 については、備品の適正な管理を図るため、下記により備品の管理を徹底されるようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>4 照合確認 府財務規則第88条の規定に基づき、物品増減通知等を作成するときなどに物品管理者、物品取扱責任者は備品出納簿と備品を定期的の実査し、照合確認等すること。 5 廃棄 備品を廃棄するときは、物品取扱者等から事務室への報告を徹底し、備品出納簿上の廃棄処分を併せて行うこと。</p> <p>【適正な会計事務手続きの徹底について】(平成24年3月31日 会計局長通知) 本府ではこれまで、会計事務の適正化を図るため、会計事務研修などあらゆる機会を通じ、職員の醸成と事務の適正化に向けた指導を行ってきました。 しかしながら、今年度、包括外部監査や監査委員の監査において、『物品の適正な管理について』や『不適正な会計事務手続き』など、多くの意見・指摘がされています。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																					
機械器具類	農工器具	昭和62年3月30日	1	125,000円																					
	タタラ機																								
標本及び模型 類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	500,000円																					
	動物標本 (バファロー)																								
標本及び模型 類	標本及び模型類	昭和57年1月20日	1	150,000円																					
	動物標本 (ヘラジカ)																								

		<p>このため、更なる会計事務の適正化を図るため、各所属において注意喚起を行うとともに、下記の内容について周知徹底を図られるようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 物品の管理等の適正化について</p> <p>② 備品の実査 備品の現物と台帳との確認については、各所属に応じた周期を定め（所管する備品が少ない所属では毎年、多い所属では毎年3分の1ずつ3年周期とするなど）、定期的に実査を行い、その結果を記録し保管しておくこと。</p>
--	--	---

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月25日）

(3) 行政財産使用許可の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
枚方なぎさ高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けている使用者は、使用期間の満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の1箇月前までに行政財産使用許可申請書を提出しなければならないが、使用期間満了後も引き続き使用させている土地について、使用許可の更新手続を行っていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="468 562 1816 779"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>使用目的</th> <th>使用料(年額)</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>暗渠 4700mm (W) × 4090mm (H) × 47.5m (L)</td> <td>枚方市公共 下水道管(雨水)埋設</td> <td>免除</td> <td>H25. 4. 1 ～ H30. 3. 31</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 本件、平成30年4月1日以降も使用させているが使用許可の更新手続を怠っていたものである。</p>	種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間	土地	暗渠 4700mm (W) × 4090mm (H) × 47.5m (L)	枚方市公共 下水道管(雨水)埋設	免除	H25. 4. 1 ～ H30. 3. 31	<p>検出事項について、速やかに所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用許可の申請手続) 第24条 行政財産の使用の許可を申請する者があるときは、その者から行政財産使用許可申請書(様式第4号)を提出させなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>【行政財産使用許可書】 第4 使用者は、使用期間の満了後引き続き使用しようとするときは、期間満了の1箇月前までに行政財産使用許可申請書(大阪府公有財産規則様式第4号)を提出しなければならない。</p> </div>
種別	許可数量	使用目的	使用料(年額)	許可期間								
土地	暗渠 4700mm (W) × 4090mm (H) × 47.5m (L)	枚方市公共 下水道管(雨水)埋設	免除	H25. 4. 1 ～ H30. 3. 31								

監査(検査)実施年月日(委員:平成一年一月一日、事務局:平成30年12月3日)

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項									
堺工科高等学校	<p>下記の物件が学校敷地内に設置されているが、行政財産の使用許可等の手続を行っていないかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 510 1629 651"> <thead> <tr> <th>物件名</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カーブミラー</td> <td>1</td> <td>敷地上空の占有</td> </tr> <tr> <td>道路標識</td> <td>1</td> <td>敷地上空の占有</td> </tr> </tbody> </table>	物件名	数量	備考	カーブミラー	1	敷地上空の占有	道路標識	1	敷地上空の占有	<p>検出事項について、速やかに設置者を特定し、改めて使用許可等の適否を判断し、所要の手続を行うとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【地方自治法】 (行政財産の管理及び処分) 第238条の4 7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (管理の原則) 第14条 公有財産は、常に良好な状態において管理し、適正かつ効率的に運用しなければならない。 (使用許可の範囲) 第22条 行政財産は、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第238条の4第7項の規定により、その使用を許可することができる。 一 府の職員、府立の学校その他の施設を利用する者等の福利厚生のための施設の用に供するとき。 二 国又は他の地方公共団体が行う調査研究、公の施策の普及宣伝その他公共の目的のために行われる講演会、研究会等の用に短期間供するとき。 三 水道事業、電気事業、ガス事業その他知事が指定する事業の用に供するとき。 四 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。 五 国又は他の地方公共団体その他の公共団体において公用又は公共用に供するとき。 六 行政財産の効率的利用に資すると認められるとき。 七 前各号に掲げるもののほか、府の事務若しくは事業の遂行上又は公益上やむを得ないと認められるとき。</p> </div>
物件名	数量	備考									
カーブミラー	1	敷地上空の占有									
道路標識	1	敷地上空の占有									

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月20日）

4 新公会計事務

(1) 建設仮勘定の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項						
松原高等学校	<p>建設仮勘定の精算状況を確認したところ、工事が完了（供用開始）しているが、本資産勘定への精算が行われていなかったものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="507 573 1567 732"> <thead> <tr> <th>契約件名</th> <th>支出金額</th> <th>精算すべき金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府立松原高等学校北館生物実験室・南館選択3教室改修工事</td> <td>1,479,739円</td> <td>1,479,739円</td> </tr> </tbody> </table>	契約件名	支出金額	精算すべき金額	大阪府立松原高等学校北館生物実験室・南館選択3教室改修工事	1,479,739円	1,479,739円	<p>当該建設仮勘定の金額については、精算等の処理を速やかに実施されたい。また、建設仮勘定の精算処理等について正しく理解し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務諸表作成基準】 （固定資産の分類及び計上） 第15条 固定資産の計上は次のとおりとする。 (7)建設仮勘定 行政活動の用に供する固定資産を取得する場合における支出及びその付随的支出を、資産が完成するまでの間、一時的に計上する。</p> <p>【大阪府建設仮勘定取扱要領】 第4条 建設仮勘定は、公有財産要領第4条及び第5条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。 2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の異動登録） 第5条 2 異動した財産については、次の各号に掲げる日を異動年月日とする。また、第1号（府以外からの取得の場合に限る。）及び第3号の場合においては、併せて取得年月日を登録する。 (3)建物等の増改築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産の増改築等は、供用開始日。</p>
契約件名	支出金額	精算すべき金額						
大阪府立松原高等学校北館生物実験室・南館選択3教室改修工事	1,479,739円	1,479,739円						

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月16日）

5 その他事務

(1) 有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
桜塚高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置並びに給品部の営業に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="492 642 1564 909"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期限の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td>電力量計（電灯用） 1台</td> <td>平成30年10月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1台</td> <td>平成30年10月</td> </tr> <tr> <td>給品部</td> <td>電力量計（電灯用） 1台</td> <td>平成30年10月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期限の終期	食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月	電力量計（動力用） 1台	平成30年10月	給品部	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>
使用目的	計量器の種類	有効期限の終期											
食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月											
	電力量計（動力用） 1台	平成30年10月											
給品部	電力量計（電灯用） 1台	平成30年10月											

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月1日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
門真なみはや高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="498 583 1596 793"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td>電力量計（一般用） 1 台</td> <td>平成30年 5 月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1 台</td> <td>平成29年10月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・自動販売機	電力量計（一般用） 1 台	平成30年 5 月	電力量計（動力用） 1 台	平成29年10月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期								
食堂・自動販売機	電力量計（一般用） 1 台	平成30年 5 月								
	電力量計（動力用） 1 台	平成29年10月								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年2月6日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
かわち野高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="543 548 1623 779"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td>電力量計（電灯用） 1 台</td> <td>平成30年 6 月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1 台</td> <td>平成30年 8 月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 6 月	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 8 月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期								
食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 6 月								
	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 8 月								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月13日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
教育センター附属高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="566 569 1576 747"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td>電力量計（電灯用） 1 台</td> <td>平成30年 7 月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1 台</td> <td>平成30年 7 月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 7 月	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 7 月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【計量法】 （使用の制限） 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期								
食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 7 月								
	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 7 月								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月28日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項								
松原高等学校	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業及び自動販売機の設置に伴う電気料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="578 577 1647 787"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">食堂・自動販売機</td> <td>電力量計（電灯用） 1 台</td> <td>平成30年 3 月</td> </tr> <tr> <td>電力量計（動力用） 1 台</td> <td>平成30年 6 月</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	計量器の種類	有効期間の終期	食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 3 月	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 6 月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの（船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。）は、取引又は証明における法定計量単位による計量（第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。）に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。</p> <p>三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示（以下「検定証印等」という。）が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>
使用目的	計量器の種類	有効期間の終期								
食堂・自動販売機	電力量計（電灯用） 1 台	平成30年 3 月								
	電力量計（動力用） 1 台	平成30年 6 月								

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月16日）

(2) 印影印刷物の管理不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
平野高等学校	<p>公印（学校印・学校長印）を印影印刷した卒業証書について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 卒業証書 240枚	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"><p>【大阪府教育委員会公印規程】 (公印の印影の印刷) 第12条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。 2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p></div>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成31年1月8日）

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
かわち野高等学校	<p>公印（学校長印）を印影印刷した生徒証について、受払簿等を作成しておらず、使用状況が明らかにされていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒証 500枚 	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府教育委員会公印規程】 (公印の印影の印刷)</p> <p>第12条 公印の押印に代えて、公印の印影を印刷する必要があるとき(次条第一項に規定する場合を除く。)は、当該公印の管守者の承認を受けて、その印影を印刷することができる。</p> <p>2 前項の規定により、公印の印影を印刷した用紙は、厳重に保管するとともに、常にその使用状況を明らかにしておかなければならない。</p> </div>

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成30年12月13日）